障　第　８９１　号
令和２年 12 月 16 日

各市町村精神保健福祉主管課長　様

岩手県保健福祉部
障がい保健福祉課総括課長
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期間の延長および各種申請の取扱いについて

このことについて、令和２年５月 27 日付け障第 176 号岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長通知により、受給者証の有効期間を１年間延長する措置を実施しているところですが、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、下記について留意願います。

なお、各保健所及び各指定自立支援医療機関あてには別途通知済みであることを申し添えます。

記

１　令和３年３月１日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者に係る支給認定等については、通常の手続きにより行うこと。

２　計画的な申請手続きの呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続きのための配慮を可能な限り行うこと。

【担当】
こころの支援担当
ＴＥＬ：019-629-5450（直通）